

宅地建物取引業者様へ

～司法書士の確認業務につきまして、御理解と御協力をお願いします～

- 令和6年4月1日以降の不動産売買取引について、これまで宅地建物取引業者様が行ってきた、顧客の「本人特定事項」「取引を行う目的」「職業・事業の内容」「法人の実質的支配者」などの確認を、司法書士も同様に行う必要があります（改正・犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項）。
- 不動産売買取引について、登記業務を受託した司法書士から、売買代金決済日の前に、上記の事項につき確認をさせていただく場合がございます。
- 特に、株式会社等の法人が売主又は買主となる場合は、実質的支配者（株式会社の場合は、一定割合以上の議決権を有する者や代表者のことをいいます）の確認のため、司法書士が当事者と事前に直接打ち合わせをすることもありますので、御協力をお願いします。

（参考：改正犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項）

- 一 本人特定事項（略）
- 二 取引を行う目的
- 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
- 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項



〒921-8013 石川県金沢市新神田四丁目10番18号

TEL 076-291-7070